

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	中浜勇治
【住所又は本店所在地】	広島県福山市松永町
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年11月12日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社オービス
証券コード	7827
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 スタンダード市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中浜勇治
住所又は本店所在地	広島県福山市松永町
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社オービス 経理部 井上清輝
電話番号	084-934-2621

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書№1
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年10月28日
訂正箇所	2025年11月5日に提出いたしました変更報告書№1の記載事項の一部に不備がありましたので、これを訂正いたします。 表紙 変更報告書提出事由

（訂正前）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したため
保有目的の変更

（訂正後）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したため